

1. 教育振興大綱の位置付け

- ▶ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）第1条の3に基づき、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるもの。

2. 策定期限・対象期間

- ▶ 策定期限：令和3年3月
- ▶ 対象期間：令和3年度～令和6年度（4年間）

3. 策定方法

- ▶ 大綱内容の一層の充実を図るため、教育の各分野の有識者との勉強会を令和元年度から2年度にかけて実施。
- ▶ 奈良県総合教育会議において、知事と教育委員会が協議して策定。
- ▶ 県と市町村が協働して教育施策を推進するため、奈良県教育サミットにおいて市町村長・市町村教育長と情報共有・意見交換を実施。

4. 教育施策の基本方針

- ▶ 5つのテーマごとに目指す方向・施策の方針を記載

1. こころと身体を子どもの成長に合わせてはぐくむ

就学前教育、こころと身体のはぐくみ 等

2. 学ぶ力、考える力、探究する力をはぐくむ

アクティブ・ラーニングの実践、新たな教育のスタイル 等

3. 働く意欲と働く力をはぐくむ

学びとしごとの接続 等

4. 地域と協働して活躍する人を育てる

地域リーダーの養成 生涯にわたる学びの推進 等

5. 地域で個性が輝く環境と仕組みをつくる

いじめ・不登校対策、インクルーシブ教育 等

5. 策定スケジュール

- 令和2年11月10日 奈良県総合教育会議 大綱案決定
- 11月26日 教育サミット 市町村と情報共有・意見交換
- 12月 大綱案を議会（文教くらし委員会）に報告
- 12月～令和3年1月 パブリックコメント 県民から意見聴取
- 令和3年 3月 大綱を議会（文教くらし委員会）に報告

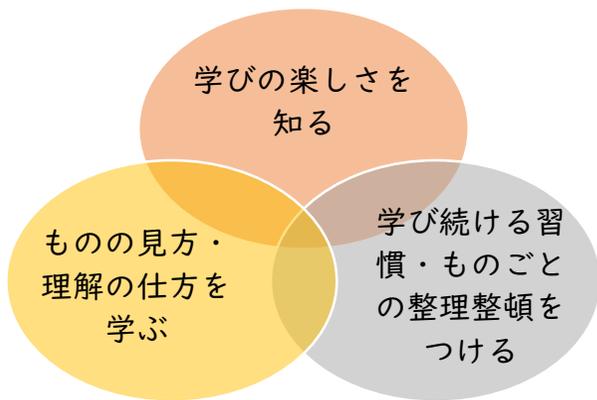
6. 大綱の要旨

(1) 奈良県教育が目指す方向性

本人のための教育

一人ひとりの「学ぶ力」「生きる力」をはぐくむ本人のための教育を行います。

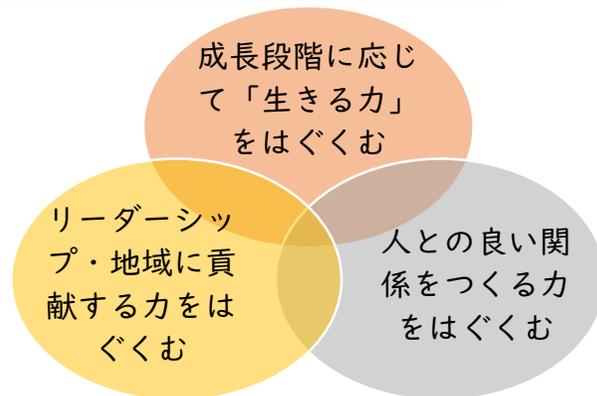
1. 「学ぶ力」をはぐくむ



ものごとを「知り」「理解する」ことに加え、自ら「考え」「探究する」といった「学ぶ力」をはぐくみます。

子どもたちが学ぶ楽しさを知ることで、学ぶ意欲を高め、生涯に渡り学び続ける力をはぐくみます。

2. 「生きる力」をはぐくむ



成長段階に応じて「生きる力」をはぐくみます。

自己や他人の尊重のもととなる自己肯定感や他者への寛容な心、健やかな身体、コミュニケーション力など他の人と良い関係を作る力をはぐくみます。

(2) 大綱の推進方針

▶ 就学前から学齢期、大学、社会人・シニアといった各ライフステージにおける教育を、「奈良県教育が目指す方向性」のもと、連続したものとして位置付け、切れ目ない接続を図ります。

▶ 知事部局と教育委員会が連携を図りながら、それぞれの役割を主体的に果たします。

▶ 市町村及び市町村教育委員会、学校、地域、家庭とも連携・協働して施策を遂行します。

第2期奈良県教育振興大綱の策定について

(3) 教育施策の基本方針

